平成２３年（再イ）第３号
広島市東区矢賀新町２丁目４番14―211号
再生債務者　玉澤　宣彦
1　決議に付する再生計画案　平成23年５月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月８日まで
平成23年６月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第１４号
熊本県荒尾市荒尾1005番地
再生債務者　上田　康行
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月11日まで
平成23年６月10日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２３年（再イ）第７号
青森県八戸市南白山台１丁目８番17号バードタイニー弐番館102号
再生債務者　関　　孝浩
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月10日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年７月15日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年７月15日まで
平成23年６月10日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第５７号
東京都江戸川区西瑞江３―38―42
再生債務者　車　　昌之
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年６月８日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第１８１号
宮城県仙台市宮城野区大梶12番41―302号
再生債務者　横山　廣樹
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年６月９日
仙台地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続廃止の取消決定確定

平成２２年（再イ）第１２３５号
東京都練馬区春日町１―25―１　市川方２階
再生債務者　小岩　邦江
1　主文　原決定を取り消す。
2　決定確定日　平成23年６月７日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１２号
兵庫県尼崎市南塚口町６丁目９番１―213号
再生債務者　峯松　宏輔
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月29日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月６日から平成23年７月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再ロ）第２号
岐阜市鷺山1769番地２
再生債務者　藤好かおり
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月15日から平成23年７月22日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（再ロ）第２号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地２
再生債務者　中村　竜二
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月15日から平成23年７月29日まで
長崎地方裁判所大村支部

平成２３年（再ロ）第１０００１号
長崎県島原市湊町301番地
再生債務者　久柴　容子
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月１日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月15日から平成23年７月29日まで
長崎地方裁判所島原支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
山梨県北杜市明野町上手5984番地４
再生債務者　小田切　誠
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月７日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月21日から平成23年８月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第１号
福岡県田川市大字川宮367番地３
再生債務者　宮本はるみ
1　決定年月日時　平成23年６月10日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月22日から平成23年７月29日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（再ロ）第１１号
京都府城陽市平川室木61番地の19
再生債務者　山下　四郎
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月11日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月15日から平成23年７月22日まで
京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１０１５５号
東京都八王子市元八王子町２―1380―１
再生債務者　吉田　　貢
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年６月23日まで
平成23年６月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第４号
京都市伏見区竹田久保町62番地１足立ハイツ竹田402
再生債務者　森　　靖子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月11日まで
平成23年６月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
徳島県阿南市見能林町東石仏14番地　第二眉山マンションＢ―２号
再生債務者　悦見佐智子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年６月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年７月11日まで
平成23年６月10日　徳島地方裁判所阿南支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第２８号
堺市西区鳳南町５丁486番地７　ルイシャトレ鳳608号
再生債務者　上田　靖生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年５月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１号
北九州市門司区黄金町９番２号
再生債務者　武内　宏憲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（再ロ）第１００５号
東京都足立区足立１―28―８
再生債務者　齋藤　博史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年６月９日
東京地方裁判所民事第20部